貯 金 商 品 概 要 説 明 書

期日指定定期貯金

(2023年4月1日現在)

+ - - - -	#P C K
商品名	・期日指定定期貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・最長3年 ・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの 間の任意の日を指定できます。(但し、満期日の指定をするときはその1か月前までに 当店に通知が必要です。)
 預入方法	
(1)預入方法	·一括預入
(2)預入金額	1.1円以上 300 万円未満
(3)預入単位	1.1円単位
払戻方法	・預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。但し、一部支払いについては、1回あたり1万円以上1円単位となります。 ・一部支払後の残高が1万円を下回る一部支払はできません。
利息	
(1)適用金利	·預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。
(2)利払頻度	・満期日に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。
(4)税 金	·20.315%(国税 15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	_
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年ごとの複利計算した利息とともに払戻します。
	 (1)6か月未満 解約日における普通貯金利率
	(2)6か月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40%
	(3)1年以上1年6か月未満 預入時の2年以上利率×50%
	(4)1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60%
	(5)2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上利率×70%
	(6)2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上利率×90%
	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当連合会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
相互援助制度	・当連合会は、一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。

苦情処理措置及び 紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、 当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する 支店にお申し出ください。当連合会では規則の制定など苦情等に対 処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を 図ります。

> また、JFマリンバンク相談所(電話 03-6631-3226)でも、苦情等を 受け付けております。

紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関 を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することがで きます。

> ※詳しくは、当連合会のホームページをご覧いただくか、当連合会本 店(電話:043-242-6505)にお問い合わせください。

> なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以 下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に 紛争解決を申し立てることも可能です。

- ○東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)
- ○第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)
- ○第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)

また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し 出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域 で手続きを進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会 議システム等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移 管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもので はありません。具体的内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護 士会にお問い合わせください。

その他参考となる 事項

- ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算し ます。
- ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

東日本信用漁業協同組合連合会